

生 企 第 1 1 号
(地 域)
平成 3 0 年 4 月 1 9 日

生活安全企画課長
地域課長 殿
各警察署長

生活安全部長

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項について

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第68号。以下「改正法」という。）については、平成29年6月14日に可決成立し、平成29年6月21日に公布され、同日から施行されているところであるが、改正の趣旨及び内容、改正法による改正後のホームレスの自立支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）の運用上の留意事項は以下のとおりであるので、引き続き適切な対応を図られたい。

記

第1 改正の趣旨

ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、法の有効期限を10年延長する必要があるため。

第2 改正の内容

附則第2条中「15年」が「25年」に改められた。

これにより、法は、平成14年8月7日から起算して25年を経過した日に、その効力を失うこととされた。

第3 法運用上の留意事項

1 実施計画の策定の際の連携

(1) 都道府県における実施計画の策定（法第9条第1項関係）

都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならないことが規定されている。生活安全企画課は、県の関係事務部局等と連携し、計画の策定に参画すること。

(2) 市町村における実施計画の策定（法第9条第2項関係）

実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針及び都道府県が策定した実施計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならないことが規定されている。各警察署は、関係する市町村と連携を図ること。

(3) 民間団体の意見聴取（法第9条第3項関係）

都道府県又は市町村は、実施計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めることが規定されている。生活安全企画課及び警察署は、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見の把握に努めるとともに、必要があると認められるときには、県又は市町村が策定する実施計画に地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を反映させるよう、県又は市町村に働きかけを行うこと。

2 公共の用に供する施設の管理者との連携（法第11条関係）

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとることが規定されている。

生活安全企画課、地域課及び各警察署は、都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者が必要な措置をとるときには、当該管理者等と緊密な連携の下、ホームレスの居住の場所の確保状況等を勘案しながら、当該管理者等が行う退去指導活動等に伴って発生する不法事案の防止等の安全対策を行うこと。

3 民間団体との連携（法第12条関係）

国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図ることとされている。生活安全企画課、地域課及び各警察署は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との連携の確保に努めること。

第4 ホームレスに対する警察活動の基本的な考え方

ホームレスの自立の支援、ホームレスになることの防止及びホームレスに関する問題の解決（以下「ホームレスの自立の支援等」という。）は、雇用、住宅福祉対策等の関係機関が連携して、総合的に対応すべきものであり、警察は、法第9条に基づいて、県及び市町村で策定された実施計画（第3-1-(1)、(2)）の内容も踏まえたうえで、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、国又は地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、地域安全活動、指導・取締り、保護活動、警察安全相談等の諸活動を通じて、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進すること。

なお、厚生労働省において発出された「ホームレスの自立の支援等に関する特別

措置法」の施行通知を添付するので、参考とされたい。

担当 生活安全企画課
保護・行方不明係

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抄）

（平成14年法律第105号）

（一部改正：平成24年6月27日法律第46号）

（一部改正：平成29年6月21日法律第68号）

第2章 基本方針及び実施計画

（実施計画）

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第3章 財政上の措置等

（公共の用に供する施設の適正な利用の確保）

第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第4章 民間団体の能力の活用等

（民間団体の能力の活用等）

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。